

(三) 入所定員が61人以上90人以下の場合	
a 区分A	261,300円
b 区分B	204,900円
c 区分C	163,600円
(四) 入所定員が91人以上の場合	
a 区分A	237,300円
b 区分B	184,000円
c 区分C	153,600円
(2) 通所による指定施設支援を行う場合	
(一) 区分A	91,800円
(二) 区分B	89,800円
(三) 区分C	87,800円
□ 指定内部障害者更生施設の場合	
(1) 入所による指定施設支援を行う場合	
(一) 入所定員が40人以下の場合	
a 区分A	367,500円
b 区分B	308,400円
c 区分C	272,800円
(二) 入所定員が41人以上60人以下の場合	
a 区分A	289,500円
b 区分B	241,200円
c 区分C	201,800円
(三) 入所定員が61人以上90人以下の場合	
a 区分A	273,800円
b 区分B	217,400円
c 区分C	176,100円
(四) 入所定員が91人以上の場合	
a 区分A	249,800円
b 区分B	196,500円
c 区分C	166,100円
(2) 通所による指定施設支援を行う場合	
(一) 区分A	91,800円
(二) 区分B	89,800円
(三) 区分C	87,800円
注1 指定内部障害者更生施設（指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下「指定施設支援基準」という。）第2条第1号二に規定する指定内部障害者更生施設をいう。以下この注において同じ。）以外の指定身体障害者更生施設（指定施設支援基準第2条第1号に規定する指定身体障害者更生施設をいう。以下同じ。）又は指定内部障害者更生施設において、指定施設支援を行った場合に、入所者の身体障害程度区分（法第17条の10第3項に規定する身体障害程度区分をいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定身体障害者更生施設の場合は、所定額の1000分の965に相当する額を算定する。	
2 専ら当該指定身体障害者更生施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市にあっては、市長。以下同じ。）に届け出た指定身体障害者更生施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、1月につき次に掲げる額を所定額に加算する。	

イ 入所定員が40人以下の場合	17,700円
ロ 入所定員が41人以上60人以下の場合	10,600円
ハ 入所定員が61人以上90人以下の場合	7,600円
ニ 入所定員が91人以上の場合	5,300円
3 区分Aに該当する者であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。）知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する者（以下「重複障害者」という。）である入所者に対して、重度重複障害者加算として、入所による指定施設支援を行った場合は、1月につき31,100円を、通所による指定施設支援を行った場合は、1月につき10,300円を所定額に加算する。	
4 入所者が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者（入所による指定施設支援を受けているものに限る。）に対して外泊を認めた場合は、当該期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。	
2 入所時特別支援加算	22,300円
注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）に、所定額を加算する。	
3 退所時特別支援加算	21,800円
注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第2章第2節の規定により当該指定身体障害者更生施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の身体障害者居宅支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定額を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定額を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。	
第2 身体障害者療護施設支援	
1 身体障害者療護施設支援費（1月につき）	
イ 入所による指定施設支援を行う場合	
(1) 入所定員が10人の場合	
(一) 区分A	432,400円
(二) 区分B	384,700円
(三) 区分C	336,900円
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	
(一) 区分A	344,900円
(二) 区分B	321,000円
(三) 区分C	297,100円
(3) 入所定員が30人以上40人以下の場合	
(一) 区分A	497,800円
(二) 区分B	456,000円
(三) 区分C	413,800円
(4) 入所定員が41人以上60人以下の場合	
(一) 区分A	404,600円
(二) 区分B	379,500円
(三) 区分C	353,700円